



国家承認制度の再検討

芹田, 健太郎

(Citation)

国際法外交雑誌, 94(2):97-125

(Issue Date)

1995-06

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007147>



国家承認制度の再検討

神戸大学教授

芹田健太郎

はじめに

一 「事実」の法体系への位置づけ——法と政治の峻別

二 承認制度をめぐる学説の争点

(一) 問題の所在

(二) 国家の国際法主体性——法人格は法の創造である

(三) 国際社会の捉え方——国際社会は必然社会となった

三 戦後の国家慣行と国家の法意識

(一) 承認慣行の傾向——承認はほぼ自動的かつ明示的

(二) 新国家と承継——承継の日は独立の日

(三) 新国家と慣習法の適用

(四) 小結——権利能力の始期は誕生、終期は消滅

四 承認要件すなわち国家性の要件に新しい要件が付加されたか

(一) 独立の正統性——自決権またはその土地に住む多数者の意思（民主性）

(二) 人の統治の正統性——人権、とくに少数者の尊重

(三) 小結——自決権は国家性の要件、人権尊重はすべての国家の義務

おわりに

はじめに

周知の通り、カンボジア問題に端を発し、英国政府は、一九七九年二月六日、下院においてポルポト政府の承認を撤回したことを声明し、翌一九八〇年四月二五日、王璽尚書ギルモア卿が下院における審議の中で政府承認政策の変更を明言し、「英国政府は今後政府承認を行わない (we shall no longer accord recognition to Governments)」と述べた。⁽¹⁾ 続いて、しかし、同じ声明の中で「英国政府は共通の国際法理論に従って国家を承認する」と述べている。⁽²⁾

英国の政府承認政策の転換は、日本にも影響を与え、その承認政策の見直しの検討が行われたほどである。⁽³⁾ 政府承認制度については、国際的なインパクトある事実もあり、このように再検討が行われた。しかし、国家承認制度については、いずれかの国家が国家承認制度を再検討するというような声明を発した事実はこれまでのところないし、ビルマを除き国家承認を撤回したという事実も寡聞にして私は知らない。

しかしながら、第二次大戦を契機とする非植民地化過程で多数の国家が誕生し、また、九〇年代に入り、社会主義連邦諸国の解体という現象が生じた。⁽⁴⁾ これらを前にして、国家承認制度が国際法の中でどのような位置を占めるのか、学説の中でどのように論じられているのか、等について、国家慣行を中心に据えながらも、国際社会の捉え方とともに、歴史・学説⁽⁴⁾を追ってみたい。

(1) Hansard, H. C., Fifth Series, Vol. 983, Written Answers, Cols. 277-279, 25 April 1980. なお、三日後の四月二十八日、キャリントン外相が上院におおむね同じ声明を行った。Hansard, H. L., Fifth Series, Vol. 408, Written Answers, Cols.

1121-1122, 28 April 1980.

(2) Cf. Issei Nomura, "Recognition of Foreign Governments," *The Japanese Annual of International Law*, No. 25, 1982.

(3) 芹田健太郎「新国家の承認と戦後日本の慣行」『神戸法学雑誌』三二巻四号、同「承認制度の今日的意義」『神戸法学雑誌』三六巻四号、同「社会主義連邦諸国の解体と国家承認」『神戸法学雑誌』四四巻二号および国際法事例研究会「国家承認」(国際問題研究所、東京、一九八三)参照。

(4) 日本の国家承認学説の批判的検討については別途公刊予定の拙稿に譲りたい。

一 「事実」の法体系への位置づけ——法と政治の峻別

国家慣行を確認するためには、「事実」を法体系の中に位置づけなければならない。言い換えると、政治的言葉または日常的言葉の法的言語への読み替えが必要である。

たとえば、日本政府は、一九六六年の政府の国会答弁において、日本によるモンゴルの国家承認(一九六一年一月二七日)につき、先の国際連合におけるモンゴルの加盟承認決議に日本が賛成したことが、事実上、日本のモンゴルに対する承認にあたる、と述べた。⁽¹⁾ここでいう「事実上、承認にあたる」という表現は、国際法の言葉に言い換えると、日本による「事実上の承認」となるのか、それとも、「法律上の承認」この場合は默示的なそれにあたるのか、意義づけをしなければ、この事実の意味を確定できない。

とりあえず講学上の通説に従えば、事実上の承認が行われる場合には、この承認が撤回されるか、「事実上の承認」から「法律上の承認」へと移行する。

戦後の事例として、アルジェリアを取り上げてみよう。アルジェリアは一九六二年三月一八日にエビアン協定が

成立し、同年七月三日に独立した。アルジェリアでは、一九五四年一月一日に統一行動革命委員会（C R U A）が武装蜂起し、その後勢力を拡大し、民族解放戦線（F L N）に再編された。一九五八年九月一九日に F L N はカイロでアルジェリア共和国臨時政府（G P R A）の樹立宣言を行い、即時にアラブ連合がこれを承認し、以後、中国のほか、主にアラブ諸国による承認が相次いだ。周知のように、一九五九年九月には当時のフランスのドゴール大統領がアルジェリアの民族自決政策を表明し、六二年のエビアン協定、その後四月八日のフランスの国民投票、七月一日のアルジェリアの住民投票を経て、同年七月三日に独立。同日フランスはアルジェリアを承認した。三月のエビアン協定成立後、七月一日までに G P R A を承認した国は約一〇国を数えた。

さて、アルジェリアの承認については、国際法事例研究として、中村道による研究がすでにある⁽²⁾。中村も指摘する通り、アラブ諸国による G P R A の承認は、いわゆる尙早の承認と考えられるが、アルジェリアの承認は先に G P R A を承認した国によっても行われており、そのうち、若干の国すなわち、ガーナ、リベリア、ソ連、チェコスロバキア、ブルガリア、ユーゴスラビア等は事実上の承認にとどめることを、また、レバノンのほか若干の国は法律上の承認を与える旨を、それぞれ明記していた。七月三日のフランスによる承認以後、これらの国は再度アルジェリアを承認した。前者の国が「事実上の (de facto) 承認」から「法律上の (de jure) 承認」に進んだことは明らかである。しかし、政治的に二度の承認を行っていることについては、法律家としてどのように考えるべきであろうか。結論的には、この点を明確にしない他の諸国についても同様に「事実上の承認」から「法律上の承認」に進んだものと考えるべきであろう。もっとも、すでに G P R A の承認が法律上の承認であることを明示していた国もあった⁽⁴⁾。

なお、米国は、七月三日に当時のケネディ大統領のステートメントがホワイト・ハウスによって発表されアル

ジエリアを国家承認したが、当時アルジェリアにおけるいかなる政府も承認していなかった。政府承認は同年九月二九日であり、ケネディ大統領がアルジェリアの首相ベン・ベラに宛てた書簡によってであった。⁽⁵⁾ 日本は、七月四日に外務大臣からアルジェリア仮行政府主席宛に祝電を送り明示承認した。⁽⁶⁾

このように、事実上の承認は、学説上も国家慣行上も、法律上の承認へと移行していることが読み取れる。従って、モンゴルの国家承認（一九六一年一月二七日）につき、一九六六年の政府の国会答弁において、先の国際連合におけるモンゴルの加盟承認決議に日本が賛成したことが、事実上、日本のモンゴルに対する承認にあたる、と述べたことを国際法事例研究会とは異なり、「黙示承認」と解さず、「事実上の承認」と解するとすれば、いつ日本は法律上の承認を行ったのかを問わなければならないし、戦後の日本にそもそも「事実上の承認」に関する国家慣行があるのかをさらに突っ込んで検討しなければならない。また、承認の行為がある場合に、これが「事実上の承認」であるとすれば、先のアルジェリアの事例からも推測されるように、「事実上の承認」であることを明確にしなければなるまい。そうでなければ、黙示の承認は、通常、「法律上の承認」を意味するものと考えられるからである。

次に、しかしながら、事実の法体系への位置づけもさることながら、事実そのものの確認が要求される。

たとえば、つい先頃まで内戦となり再分裂が危ぶまれたイエメンは、古くからの王国であるイエメン王国と一九六七年英国領アデンを中心に独立した南イエメンが一九九〇年統合してイエメン共和国となったものであるが、南イエメン独立前の一九六二年にイエメン王国においてクーデターが起こり、同年十二月二〇日に国連総会はクーデターによって誕生したイエメン・アラブ共和国大統領の提出した信任状を受け入れる信任状委員会の報告を採択した。日本は、留保付きで、採択に賛成した。これを「事実上の承認」と捉えることができるか。

若干この間の状況を説明するべきであろう。一九六二年のクーデターによって王政が倒れるまでのイエメン王国は、一六世紀以来トルコの支配下にあったが、一九〇四年にヤヒアの反乱により絶対君主制を樹立し、第一次大戦後にはトルコの支配を完全に離れていた。戦間期にはイタリア、イギリスに承認されながらも、対外関係は閉鎖的であった。第二次大戦後にはこれを改め、米国、ソ連、エジプトなどと外交関係を開設するに至った。

一九六二年九月二八日に、先述のように、クーデターによって王政を廃止し、イエメン・アラブ共和国の樹立を宣言。同二九日に天皇宛てに新政府樹立を通報してきた。日本は、翌六三年五月一〇日、外務大臣から同国外務大臣に宛てて新政府を承認する旨祝電を發出し、明示的に承認した。⁽⁷⁾そして、この間の六二年一月二〇日に国連総会はクーデターによって誕生したイエメン・アラブ共和国大統領の提出した信任状を受け入れる信任状委員会の報告を賛成七三、反対四、棄権二三で承認した。その際、フランス、日本、ベネズエラ、フィリピンの代表は、報告書に賛成票を投じたが、この賛成票は自国政府が未だ態度決定をしていないので、イエメンの代表性に関する自国の立場を害するものではない、と述べた。⁽⁸⁾

さて、それではこの事実を法的に我々はどのように位置づけるべきであるのか。なるほど、イエメン王国についてはこのとき以前に日本は明示的な国家承認は行っていないが、翌六三年に政府承認を行った。⁽⁹⁾このことから、国連における日本政府代表の発言について「信任状審査(イエメン)につき賛成投票した結果、これら対象国に事実上の承認を与えたにとどまり、正式の承認関係の有無は、今後、別途決定すべき問題である、との立場をとった」⁽¹⁰⁾とは、解し得ないのである。もし、この賛成票が国家の「事実上の承認」の意味をもつとすれば、六三年の承認は政府承認ではなく、国家承認ということになる。政府の政治的行為を法的行為としてどのように位置づけるかは学者の自由ともいえるが、法学上の議論である以上、一般的説得性、納得性が必要である。政府承認は、国

家の同一性と継続性を前提として、国内的に非合法的に成立した新政府に対してなされるもの、と一般に、慣行上も学説上も、理解されており、六三年の承認を法律上の国家承認と理解することはできない。事実は、すでに述べたように、日本政府によるイエメン政府の承認であり、ここでは、事実さえ正確に確認できれば、いわば要らぬ位置づけ作業をせずに済んだことになる。事実そのものの確認は法的作業として難しいが、是非厳格になされなければならぬ。

- (1) 第五一回国会参議院外務委員会会議録第六号（昭和四一年四月二二日）二頁、第五二回国会衆議院外務委員会会議録第二号（昭和四一年七月二二日）一〇頁。
- (2) 中村 道「フランス第五共和国憲法下での属領の独立」国際法事例研究会『国家承認』所収参照。
- (3) GPRA 承認国のリスト *cf.* R. G. D. I. P., Tome 66, p. 624.
- (4) Keesing's 13923A, 16410A, 16541A, 18059A, 18551A, 18801A, 19145A, 19805A. R. G. D. I. P., Tome 67, pp. 118-131.
- (5) Whiteman, Vol. 2, p. 445.
- (6) 国際法事例研究会『国家承認』六一七頁参照。
- (7) 『官報』第一〇九三五号、昭和三八年六月一日、外務省告示第九五号（国際法事例研究会『国家承認』、同『国交再開・政府承認』参照）。
- (8) Yearbook of the United Nations 1962, 148.
- (9) イエメン王国の国家承認については、国際法事例研究会『国家承認』参照。
- (10) 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、東京、一九九四）、一八八頁。

二 承認制度をめぐる学説の争点

(一) 問題の所在

国家が新しく成立すると外国がこれを国家として承認するのが普通であるが、この承認について、周知の通り、学説は創設的效果説と宣言的效果説の二つに大きく分かれている。しかし、承認が一方行為であり、その効果は相対的である、ということについては学説上争いはないと言うことができよう。もっとも、承認は双方行為であるとする説もないわけではなく、そうした学説は、多くの場合に新独立国が独立の事実を通報し承認を要請してくるといふ現実の外交関係を根拠にしている。しかし、承認要請や独立式典への参加要請はそれとして、法的には、そうした承認要請があつたにしても要請に対して国家承認を行うという慣行には必ずしもなっていない⁽¹⁾うえ、要請がなくとも承認はなされていることから、現在では国家承認を双方行為と捉える説はほとんどない。

国家承認の効果の相対性というのは、承認国と被承認国という当該二国間に国際法関係を設定することにより、典型的な法関係としては外交関係を中心にしたものがある。しかし、このことについては、現実からみて、次の点を指摘しておかなければならない。たとえば、日本はほとんどすべての国を承認し、計一八六国と外交関係を開設しているが、大使館の開設状況について、一九九三年末現在でみると、次のようになる⁽¹⁾。

在京大使館をもつ国…一三三三国

在京大使館をもたない国…四〇国

自国内等に日本を管轄する大使館のある国…七国

在第三国大使館が兼轄する国…一六国

この数字が示すのは、国によっては日本との間に二国間条約が一本もないことのほか、大使館さえ置いていないというのが現実であり、この現実からは、国際関係においてもっとも基本的な外交関係でさえ形式的であるということである。なお、単なる推測に過ぎないが、小さな途上国の場合には後からの独立国に対して国連加入に対する賛成投票以外に承認行為をすることはないのであろうか。

さて、国家の基本的権利義務の内容についてはどうであらうか。創設的効果説は承認以前の国家の国際法主体性を全面的に否定し（その意味では承認前の国家は単なる事実上の存在であり、国際法的に無であるという説もある）、国家承認によってはじめて国際法主体となるというが、未承認国家の法的地位を論じる田畑茂二郎⁽²⁾など多くの論者のように承認以前の国家に一定の国際法上の権利義務を認める限りでは、新国家がもつ基本的権利義務は、承認前からすでに国際法主体であるとする宣言的効果説の場合とほぼ同一と言えるであらうか。そうであるとすれば、この両説の開きは実際のところ余り大きなものではなく、結局のところ、現代の「法」の内容、国際社会の捉え方にかかっているとと言えるであらう。

(二) 国家の国際法主体性——法人格は法の創造である

法人格というのは、法上の権利義務の帰属しうる主体、権利義務の帰属点という意味であり、権利義務の主体たる地位を権利能力と呼ぶことがある。近代私法においてはすべての人間が完全で平等な法人格を承認されているが、このことは、すべての人間が同じ権利義務を享有しうること、つまり一般的権利能力が承認されていることを意味する。

ところで、国際法において、「法人格は法の創造であり、自然の所産ではない」と言ったのはローターパクトであり、彼が創設的效果説をとっていたことは周知のことである。⁽³⁾しかし、「法人格は法の創造である」というときの「法」とは何か? 「国家承認がなければ法人格はない」というのが、創設的效果説の言うように、現代の「法」なのか? それとも、「国家は誕生とともに法人格をもつ」というのが、宣言的效果説の言うように、現代の「法」なのか? それが問題である。しかし、ここで注意すべきは、法は歴史とともに変容していることであり、過去の法内容が創設的效果説でより良く説明できるとしても、現代の法内容はどうであろうか、という疑問をもつべきである。逆に、現代の法内容を宣言的效果説がより良く説明できたとしても過去の法内容まで説明できるとは限らないのではないか、という疑問ももつべきである。もしそれぞれがある歴史時代に対応してより良く説明できるのであるとすれば、「法」内容が変わっているのではないであろうか。

ローターパクトが「法人格は法の創造であり、自然の所産ではない」と言ったとき引いていたのは、人でさえその自然的存在から完全な法人格をもつとは限らず、奴隷制のようにある自然人を完全にあるいは部分的に無能力とみなしてきたのは法制度であったということである。確かに、自然人のすべてが法人格をもつとされたのは、歴史の最近のことであり、歴史的に法は奴隷制を認め、女の法的無能力を規定してきた。しかし、私法においては近代法によって既にすべての人に平等な抽象的的人格が認められたのであり、現代法はさらに具体的人間に対応して人格権を強調している。⁽⁴⁾国内社会は人が生まれながらにして法人格をもつ必然社会となっていたのである。つまり、法人格を定める法が変わったのである。国内法が内容を変えたのを我々は知っているのに、なぜ国際法も変わるということを我々は知らないのであろうか。現代国際法論は抽象的国家観に基づく法理から具体的国家観に基づく法理へとさらに一歩を進めなければならぬ。

(三) 国際社会の捉え方——国際社会は必然社会となった

承認をめぐる学説のなかには、周知のように、新独立国が国際社会の「内」において成立する場合と国際社会の「外」に成立する場合とを分け、「外」において成立する場合に承認が必要であるとするものがあつた。あるいは、国際法団体なる観念を措定し、これへの加入というかたちで承認を説明した⁽⁵⁾。

これは明らかに国際社会の捉え方にかかわっている。国際社会の内と外というときの「国際社会」はヨーロッパ国際社会を暗黙の前提にしていると思われるし、国際法団体として認識される国際社会はいわば仲良しグループとしての先進国主導の社会であり、これへの加入を待つ新生国はいわば旧社会の基準を受け入れざるをえなかったのであろう。我々の脳裏にある承認論の典型は両大戦間までの時代に形成されたもの、あるいは、批判であれ継承であれ、それらの説の上に組み立てられたもの、と言つても決して過言ではあるまい。また、万国国際法学会は、一九三六年に、「承認は宣言的效果を有し」、「新国家の存在は、その存在に付随するすべての法的効果とともに、一または二以上の国家による承認の拒否によつて影響を受けない」としていたが、両大戦間という時代の制約から考へて当然のことであろうが、国際社会の捉え方を変えるインパクトはもちえなかつた。

合意的社会から必然的社会へ

前述のように、自然人もすべてが誕生と同時に法主体であると法によつてされるようになったのは、そう遠い昔のことではない。国内社会がそうであるように、国際社会も今や必然社会となった。何時からそうなつたのか。時代を画するものをさがすとすれば、一九六〇年の植民地独立付与宣言からとすべきであろう。同宣言は「植民地主義を急速、かつ無条件に終結する必要があることを厳肅に表明し」、「政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分であることをもつて、独立を遅延する口実としてはならない」ことを明確にした。そして、これによつて、

国家基準に関してヨーロッパがヨーロッパ基準の押し付けを放棄したという意味で、画期的であり、国際連合憲章の中にみられる「人民の進歩の段階」(七三条b)による世界の人民の区別といった考えの残滓を一掃したからである。⁽⁶⁾

ところで、国際社会のこうした性質の相違について明確な議論をしたのは田岡良一である。⁽⁷⁾ 田岡良一によると国際社会は合意的社会である。そして、国家承認について次のように言う。「国家承認は次の二つの概念に分かれる。一つは国際社会への加入を承認する意思表示である。……いま一つは新国との間に個別的な法社会を形成する意思の表示である」。⁽⁸⁾ 新国との間に個別的な法社会を形成する意思表示としての承認について、学説上争いのないことは前述の通りであり、この意味で承認のもつ「創設的效果」を特別に説く意義はない。「加入」の前提となる合意社会 (association contractuelle) 論に対して、国際社会が必然社会 (association necessaire) であるというには、社会的必然ではなく、規範的必然を説明しなければならない。そこで、まず田岡良一「国際法講義」上巻が国際社会について言うところに十分に耳を傾けてみよう。次のように言う。

「もしこの意味に於て国際社会が必然社会であるならば、新国の分離独立の場合、旧本国およびこれに追従する諸国が新国の加入に反対するのは違法行為である。しかしかかる結論が列国の法的信念に反することは明白である。また右の説が真ならば旧本国その他のなす反対は法的効果を生じないことになる。反対の有無に拘らず新国は国際社会のすべての国との間に一般国際法に基く関係を結び、この法による交通をなす権利をもつ。従つて旧本国も新国の領土を尊重し、その国旗を掲げる船舶の自国領海内通航を許し、新国がその権利を擁護せんがためになす外交交渉には応ぜざるを得ず、その他国際法上の救済手段は新国に認められねばならぬ。もし旧本国が失地を回復するために武力を行使しようとするれば、戦時慣習法に従う戦争としてこれをなし、敵軍

の將士を捕らえたときは「反乱罪」として罰せず俘虜の待遇を与えねばならぬ。このような結論が諸国家の実行に合致しないことは明瞭である」。

田岡の著書は一九五五年に公刊されたものであり、また基本的には戦前の『国際法学大綱』（巖松堂、東京、第六版一九三九年）につながっているので、現在の眼からする批判的検討は的を射ていないところがあるかもしれない。しかし、国際社会の現段階において規範的必然の意味で国際社会を必然社会であると言うには少なくとも田岡の批判は乗り越えておかなければならないであろう。

まず第一に、「新国の分離独立の場合、旧本国およびこれに追従する諸国が新国の加入に反対するのは違法行為である」ということについては、国家承認義務は実証的には確認されておらず、承認義務が各国にない以上、反対するのは自由であることを単に確認すれば足りるであろう。従って、「かかる結論が列国の法的信念に反することは明白である」とは必ずしも言えないように思われる。また、たとえば、バンングラデシュ独立の折りのパキスタンの反対にみられるように、「旧本国その他のなす反対は法的効果を生じない」。

第二に、「反対の有無に拘らず新国は国際社会のすべての国との間に一般国際法に基く関係を結び、この法による交通をなす権利をもつ。従って旧本国も新国の領土を尊重し、その国旗を掲げる船舶の自国領海内通航を許し、新国がその権利を擁護せんがためになす外交交渉には応ぜざるを得ず、その他国際法上の救済手段は新国に認められねばならぬ」ということについては、田岡の言う「一般的国際法関係」の内容としての「領土尊重」と「無害通航」は、承認の有無に関わりなく、領土保全、無害通航権としてすべての国家に国際法上保障されている。ただし、外交交渉に応じる義務は、承認の有無に関係なく、国際法上一般に確認されるかどうかは必ずしも明確ではない。たとえば、国家承認をし外交関係を樹立した後、その後の国際関係のなかで外交関係を断絶するような場合もあ

るし、そもそも、交渉義務を内容とする国際司法裁判所判決もみられるからである。その意味では、二国間の紛争処理につき平和的解決義務を確認できる限りでその場合を除き、一般国際法上の交渉義務は原則的に無いという方が正確なのかも知れない。

第三に、「もし旧本国が失地を回復するために武力を行使しようとするれば、戦時慣習法に従う戦争としてこれをなし、敵軍の將士を捕らえたときは反乱罪として罰せず俘虜の待遇を与えねばならぬ。このような結論が諸国家の実行に合致しないことは明瞭である」については、若干説明を要しよう。確かに、インドシナ戦争、バングラデシュ独立戦争など、武力によって独立が獲ち取られた場合には、戦後に捕虜交換は行われているが、必ずしも諸国の慣行は一貫しておらず、反乱罪での処罰もあったことは否定できない。しかし、何よりも先ず指摘しなければならぬことは、武力闘争による分離独立の場合、戦闘継続中の承認は尚早の承認 (premature recognition) であり、内政干渉として国際法違反を構成するというのが伝統的立場であることである。この場合、承認すなわち国家性の要件の一である実効的支配、つまり統治の安定性の基準としては、旧本国が失地回復を放棄したか、または、そうでない場合、再征服の機会が全くないと思われることである。従って、戦闘が継続しているということは、内乱状態であることを意味しており、国家の独立は事実としても確認できないことである。そして、田岡も既に一九七三年の『国際法Ⅲ (新版)』(有斐閣)で触れているように、現在では、内乱への国際法の適用が大幅に広がっていることを指摘しておかなければならぬであろう。ただし、旧本国の失地回復のための武力行使が独立後に新たにされる場合には、それは国際戦争そのものにほかならず、何の大義もない。

このように、武力闘争による分離独立の場合には独立の日時の確定は困難をとまなうにしろ、独立の時から新国家は一般国際法関係に入っているということができよう。このことをさらに戦後の国家慣行と国家の法意識

から探っておきたい。

(1) 在京大使館は一二三館あるが、日本に大使館を置かない国が四〇国ある。その詳細は次の通りである。

アジア (二)・・バーレーン、モルジブ

大洋州 (五)・・ツバル、トンガ、ナウル、西サモア、バヌアツ

アフリカ (二〇)・・アンゴラ、カーボベルデ、ガンビア、ギニアビサオ、コモロ、コンゴ、サントメ・プリンシペ、ソマリ

ア、中央アフリカ、ナミビア

欧州 (三)・・エストニア、ラトビア、リトアニア

C I S 諸国 (二〇)・・アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、グルジア、タジキスタン、

トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ

米州 (一〇)・・アンチグア・バーブーダ、グレナダ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セ

ントルシア、ドミニカ共和国、バハマ、バルバドス、ベリーズ

本国外務省内に日本を管轄する大使館を置く国・・六 (ほかに国連代表部内・・二)

キリバス、ソロモン諸島、セイシエル、モリシヤス、レソト、マルタ。なお、ガイアナは同国の国連代表部内に日本を

管轄する大使館がある。

他国の大使館が日本を兼轄する国・・一六

ブータン (インド)、ウガンダ (中国)、シエラネオネ (中国)、スワジランド (韓国)、赤道ギニア (中国)、チャド (中

国)、トーゴ (中国)、ブルキナファソ (中国)、ベナン (中国)、ボツワナ (中国)、マリ (ロシア)、モザンビーク (中

国)、アイスランド (ロシア)、アルバニア (中国)、キプロス (中国)、トリニダード・トバゴ (インド)

(2) 田畑茂二郎『国際法新講』(東信堂、東京、一九九〇) 八七―八九頁。なお、P. Reuter, *Droit international public*, 3e

édition, Paris, P. U. F., 1968, p. 102, Id., *Institution internationale*, 7e édition, Paris, P. U. F., 1972, pp. 127-128.

(3) H. Lauterpacht, *Recognition in International Law*, Cambridge at the University Press, 1947, p. 45.

(4) 星野英一「私法における人間」『基本法学』第一卷 (岩波書店、東京、第一次一九八三、第二次一九八五発行) 所収参

照。

(5) 国際社会の内・外との関連では、一九世紀後半における東洋諸国の国際社会への加入過程の法社会学的分析によって国際社会の変動と国際法の一般化を説く広瀬和子は、「既に複合社会となりつつある社会を制御するために、近代国際法が抽象化、一般化の過程を経て、法的に単一社会をつくりだしている」と考えるが、十九世紀後半における東洋諸国との関係は、「法理論的には、少なくとも実定法主義の立場に立つ限り、近代国際法の妥当範囲外のことであった」とみている（広瀬和子「国際社会の変動と国際法の一般化—十九世紀後半における東洋諸国の国際社会への加入過程の法社会学的分析—」『国際法学の再構築 下』（東京大学出版会、東京、一九八七）所収参照）。本論における私の関心は、現代社会をどのように捉えるかにあるが、いわゆる国際社会への加入との関連では、「加入」の前に、たとえば日中間、日韓間の国際関係においていかなる法が適用されていたのか、あるいは、いかなる法を適用しようと考えているのか、にある。この点では、当事者が日露である北方領土問題を除き、尖閣諸島、竹島に関してそれぞれの当事国の国際法上、歴史上の主張を考察することにより問題が浮かび上がるように思える（国際法事例研究会「領土」参照）。

(6) 芹田健太郎「国際法における人間」「基本法学」第五卷（岩波書店、東京、一九八四）または同第一卷（第二次発行、一九八五）所収および同「普遍的国際社会の成立」「現代国際社会の法と政治」（北樹出版、東京、一九八五）参照。

(7) 田岡良一「国際法講義」上巻（有斐閣、東京、一九五五）一一九頁以下参照。

(8) 同右一二五頁。なお、より単純明快に述べるものとして、同「国際法（全訂版）」（勁草書房、東京、一九七三）三九—四一頁参照。

三 戦後の国家慣行と国家の法意識

(二) 承認慣行の傾向——承認はほぼ自動的かつ明示的

(1) 承認はほぼ自動的

非植民地化による独立は、四〇年代に一五国、五〇年代に七国、六〇年代に四四国、七〇年代に二四国、八〇年代に八国を数え、そのほとんどが平和的非植民地化であった。⁽¹⁾従って、国際法の意味における国家の三要件すなわち住民・領域・実効的政府の存在は、とくに問題視されることはなかった。

もちろん、インドネシア、ベトナム、アルジェリアのほか、ギニア・ビサウ、バングラデシュ等の暴力的非植民地化の場合には、統治の「実効性」は問題とされた。権力的契機を含む実効性は、「実力」組織による支配の安定性を意味しており、たとえばポルトガルとの武力闘争を経て独立したギニア・ビサウの場合、一九七三年八月にはギニア・リカポ・ベルデ諸島独立アフリカ党(P・A・I・G・C)が全国の三分の二を支配していると発表し、同年九月二六日に独立宣言を行った。アフリカや東欧諸国がこれを承認したのに対し、西側諸国はおおむね慎重な態度を示し、七三年中には承認しなかった米国は、伝統的態度として、(1)明確に限定された地域および住民への実効的支配、(2)同地の組織された統治行政、(3)外交関係を実効的に処理し国際義務を履行する行為能力、の三点の事実評価をしてきたことをあげ、なお見守っていると述べていた。また、七四年二月、スイスは、分離独立戦争の場合、実効的支配、統治の安定性の要件として、「旧主権者が失地の回復を放棄したこと、または、そうでない場合、再征服の可能性が全くないと思われること」が要求されるとしていた。停戦・独立交渉は九四年五月に始まり、同年八月一日に日本が西欧諸国に先駆けて明示的に承認し、その後西側諸国の承認が続いたのである。

「実効性」の問題は、このように、独立が平和的であろうと暴力的であろうと、国際法の中核にある原則であり、実力組織を前提にしている。しかし、八〇年代に独立した極小国家をみていくと、これら諸国の多くが島嶼国であり、平和的に独立を達成したがために、その「実効性」は問題とされることはなかったが、本当のところ、その実効性は何に求めればいいのか。いずれにしろ、わずかの例外を除き、植民地から独立した国家に対する承

認はほぼ自動的に行われた。⁽²⁾

(2) 承認は明示が原則

平和的独立つまり植民地本国による主権委譲による独立の場合には、多くが独立前に植民地の自治政府との間で、そして、武力闘争による独立の場合には、いわゆる解放戦線代表との間で、「条約」交渉が行われてきている。⁽³⁾これらの結果として独立が行われ、本国による承認は明示的承認である。なお、日本の慣行においても、第二次世界大戦の平和条約であるサンフランシスコ平和条約の発効する一九五二年四月二十八日以前に独立した国を除けば、承認は原則的に明示的である。日本の場合の黙示承認は、これら諸国に対するもののほかは、モンゴル、クウェート、タンガニカ・ザンジバル（現タンザニア）、モルジブ、赤道ギニア、ブータン、東ドイツ、北ベトナム（ベトナム）、コモロである。これらのうち東ドイツ、北ベトナム、コモロとは外交関係開設による黙示的承認であり、モングル、赤道ギニア、ブータンは国連加盟賛成投票による黙示的承認、そして、残る三国はクウェート（信任状捧呈）、合併のタンガニカ・ザンジバル（合併通告の受領確認口上書の発出）、モルジブ（祝電）とその方式は区々である。これら特に外交関係開設による承認が示しているのは、独立後「承認」以前の国家つまり未承認国に国際法上で外交交渉能力があるということである。なお、独立以前になされる「条約」交渉において独立条件が確定され、その「条約」のなかで独立の日も確定する。この場合の「当事者能力」「交渉能力」は何によって規定されているのであろうか。

(二) 新国家と承継

新国家による承継は、「国家承継が関連する領域の国際関係上の責任において承継国が先行国に代わった日」が

基準であり、前述の通り、ほとんどの場合、独立の日に承認が行われているので、承継の日は承認の日と同じであるが、必ずしも承認の日とはかぎらない。つまり、承継に関する国際法の適用という観点からみると、承認以前に国家承継に関する国際法が適用されていることになる。

承継については、「承継国であって、その領域が国家承継の日の直前においては、先行国がその国際関係上の責任を負う従属地域であった」(条約承継条約第二条一項(f))新独立国は、周知のように、一般に「白紙の原則」を主張する。そして、田畑茂二郎の言うように、新国家は原則として先行国の条約に法的に拘束されない状態で出発するというのがこれまでの国際法の状態であった。⁽⁴⁾しかし、実際に新国家が条約を承継するかどうかは別の問題であって、実際の国家承継に際して採った新国家の態度は区々であった。条約の承継については、次の五つの類型があった。⁽⁵⁾(1)アルジェリア、イスラエル、韓国などのように、引継を一切拒否するもの、(2)コンゴレオポルドビル「現ザイル」、マダガスカルなどのように、一方的宣言によって条約の適用を継続するもの、(3)旧英領諸国の多くがそうであったように、先行国との承継協定(Devolution agreement)に基づいて条約を引き継ぐもの、(4)タンガニーカ「現タンザニア」、ザンビア、ケニアなどのように、一定期間条約の適用を継続し、この期間内に引継の可否について決定するもの、(5)旧仏領諸国の多くがそうであったように、原則的態度を明かにせず、事実上条約の適用を継続するもの、である。

なお、旧ユーゴ仲裁委員会は、国際司法裁判所からルダ Ruda 前長官、欧州人権裁判所からバーム Palm (スエーデン)、仏伊独の各憲法裁判所長官に委員が交替して後、承継の日に関する勧告的意見において、承継の日を各独立の日とした。⁽⁶⁾

(三) 新国家と慣習法の適用

非植民地化の波に乗り多数の新独立国が誕生する中で、これらの国が従来の慣習法に当然拘束されるかどうか論じられた。藤田久一の言うように、客観主義からは、新国家も既存の慣習法に当然拘束されることになるが、意思主義からはそれについては疑問が生じる。もつとも意思主義から引き出される一貫した反対国理論からは、ひとたび確立した慣習法規則に後から反対する国にも当該慣習法規則は適用されるのであるから、慣習法規則の生成後に誕生した新独立国も当然その規則に拘束されることになるであらう。⁽⁸⁾

しかし、新独立国や社会主義国の学者はこの点について一定の留保を行うことがある、と藤田は言う。たとえば、トゥンキンは、新国家に対して既存の法が義務的性格をもつことは国家の権利平等に反するといひ、新国家は一般国際法の個々の慣習法規範を認めない資格を有する、とみる。もつとも、新国家が何らの留保もなしに他の諸国と公的關係に入れば、国家關係の基礎にある国際法の原則および諸規範（それらは一般に慣習法である）を受諾したことを意味する。

新国家就中途上国の主張は必ずしも一貫していないが、概して言えば、その登場の初期の段階では、既存の慣習法について一致した法的信念の存在を主張していたといえる。その結果、先占の法理のような植民地主義を許容する性格をもつ慣習規則の新国家への適用を拒もうとした。しかし、新国家が国際連合において多数派になるにつれ、新しい慣習法の形成は一般的信念でよい、とする態度もとられ始めた。

以上のことよって確認できることは、国家はその誕生の初めから国際法の適用を受けていることであり、国家としての承認を受けた後からではないことである。

さて、国家の権利・義務について、最近の多辺条約である米州機構憲章に例をとると、一九六七年のブエノス・

アイレス議定書および一九八五年のカルタヘナ・デ・インディアス議定書によって改正された米州機構憲章第四章「国家の基本的権利・義務」は第九条⁽⁹⁾で次の通りに規定している。「国家は法的に平等であり、平等の権利とこれらの権利を行使する平等の資格とを享有し、かつ、平等の義務をもつ。各国家の権利はその行使を確保する権力に依存するのではなく、国際法の下での人としてのその存在の事実そのものに依存する」。また、第一条は「国家の基本的権利はいかなる方法においても害することはできない」とし、第二条は、「国家の政治的存在は他の国家による承認とは独立のものである。国家は、承認される前においてさえ、自国の保全と独立を守り、自国の保全と繁栄をはかり、そしてそれに応じて、自国がふさわしいと思うように自国を組織し、自国の利益に関して立法し、自国の事業を施行し、そして、自国の裁判所の裁判権と管轄権とを決定する権利を有する。これらの権利の行使は国際法にしたがって他の国家の権利の行使によってのみ制約される」。第三条「承認は、国際法が当該一国に規定するすべての権利および義務とともに、承認国が新国の人格を受け入れる (accepts the personality of the new state) ことを意味する⁽¹⁰⁾」。

(四) 小結——権利能力の始期は誕生、終期は消滅

国家の終期は本稿の主要な主題ではないが、旧ユーゴ仲裁委員会が意見八において、「国家の解体は国家がもはや法人格をもたないことを意味する」ので検討には最大の注意を要するとして、旧ユーゴスラビアの問題を検討したことを指摘しておくのも無意味であるまい。これをも勘案すれば、以上の検討の結果から、国家の権利の享有は誕生に始まり、消滅によって終わる、と言うことができよう。つまり、「国家の権利能力の始期は誕生、終期は消滅」というのが現代国際法である。そして、その意味で、国際社会は必然社会である。

- (1) 芹田健太郎「新国家の承認と戦後日本の慣行」『神戸法学雑誌』三二巻四号参照。
- (2) 芹田健太郎「太平洋・カリブ海の島嶼国の承認」『神戸法学雑誌』四五巻一号参照。
- (3) 国際法事例研究会「国家承認」に収められている各事例、とくに栗林忠男「英連邦における独立方式」および中村道「フランス第五共和国憲法下での属領の独立」参照。
- (4) 田畑茂二郎「国家の独立と条約の承継」『国際法外交雑誌』第六七巻六号三九頁。
- (5) 同右三九頁以下参照。なお、簡潔にまとめているものとして、松井芳郎他「国際法」(東信堂、東京、一九九〇)七六頁。
- (6) 32 I. L. M. 1572 (1993), 1589. なお、国家承認については芹田健太郎「社会主義連邦諸国の解体と国家承認」『神戸法学雑誌』四四巻二号参照。
- (7) 藤田久一「国際法講義Ⅰ」(東京大学出版会、東京、一九九二)三五—三六頁参照。
- (8) 「一貫した反対国」理論につきとりあえず、I. C. J., Fisheries Case, 1951 をよむ The American Law Institute, *Restatement of the Law Third*, 1986, Section 102 (Sources of International Law), comment (d) 参照。
- (9) 後に一九九二年ワシントン議定書が採択され、以下の条文は一条ずつ繰り下げられる。同議定書第三条、33 I.L.M. 981 (1994), 1005.
- (10) 33 I. L. M. 981 (1994), 990-991. なお、第一三条の英文は、Recognition implies that the State granting it accepts the personality of the new State, with all rights and duties that international law prescribes for the two States. P. 989.

四 承認要件すなわち国家性の要件に新しい要件が付加されたか

(二) 独立の正統性——自決権またはその土地に住む多数者の意思(民主性)

独立の正統性が争われた第二次大戦後の典型的な例としては、ローデシアの例を挙げることができよう。周知の

ように、ローデシアは一九六五年一月一日にイギリスからの一方的独立を宣言し、少数白人政権が南ローデシアにおいて実効的支配を行使してきた。実効的支配という伝統的基準からすれば、ローデシアは独立国家であったと思われるが、国連総会は、独立宣言の行われたその日、賛成一〇七、反対二（南ア、ポルトガル）、棄権一（フランス）、投票不参加二（イギリス、ウルグアイ）で、一方的独立を非難する決議二〇二四（XX）を採択し、翌一二日、安全保障理事会は、賛成一〇、反対〇、棄権一（フランス）で、「南ローデシアにおけるこの違法な人種主義的少数者制度を承認しないこと、および、この違法な制度にいかなる援助を与えることも差し控えることをすべての国家に要請すること」を決定した（決議二一六（一九六五））。さらに、続く安全保障理事会決議二二七（一九六五）は、この独立宣言を「いかなる法的有効性もない」し、スミス政権を「違法な当局」と述べた。日本もこの線に沿い「ローデシアの不法政府を承認」せず、「南ローデシアにおける人種差別および白人少数支配の永続化を意図する非合法政権による独立宣言に一貫して反対」であった。⁽¹⁾ なお、国連にはハイデラバードの先例があるにもかかわらず、ローデシアのスミス政権が国連憲章第三三条の手續に「国連加盟国でない国(Siatis)」として参加する権利を援用したのに対して、安全保障理事会は、「南ローデシアの法的地位は決議一七四七の非自治地域のそれであって、……憲章第三三条は適用されない」との国連事務総長の判断を支持し、少数政権を招請しなかつた。⁽²⁾

ローデシアは国家とみなされていなかったのである。一九七九年にはジンバブエ・ローデシア共和国となり初の黒人政権が誕生したが何の効果も生まず、一九六六年に始まった「権力篡奪者」に対するゲリラ戦や各種交渉の中から一九八〇年四月一八日に成立したジンバブエによって初めて非自治地域からの独立が達成された。

こうしてみると、ローデシアの場合、英国からの一方的独立宣言は自決の要素を欠いていたため「国家独立」とみなされず、内部の少数者による「権力篡奪」とされた。従って、国家の「不承認」というより、「国家」承認の

対象ではなかったと言うべきであろう。その意味で自決は国家性の要件であると言えよう。

なお、両大戦間の傀儡国家の場合は、外部者による権力篡奪の例であり、同じく「国家」承認の対象とはならなかったもの⁽³⁾と考えるべきであろう。

(二) 人の統治の正統性——人権、とくに少数者の尊重

ヨーロッパ列強は、周知のように、一八七八年のベルリン条約においてセルビア、モンテネグロ、ルーマニアの各独立を承認し、その際、これら新国が人権を保障することを条件とした。いわゆる条件付き集合的承認の例である。⁽⁴⁾ ヨーロッパ諸国は、一九九一年二月、「ユーゴスラビアおよび新国家の承認に関する E C 宣言」を発した。

「東欧およびソ連の新国家承認の指針」において、次のように言う。

「共同体およびその加盟国はヘルシンキ最終議定書およびパリ憲章の諸原則、殊に自決の原則の尊重を確認する。また、地域の歴史的变化に対応して、民主的基盤の上に構築され、適切な国際的義務を受諾し、かつ、平和的過程および交渉を誠実に遵守する新しい国家を、各事例毎に国際慣行の通常の基準および政治的実体に従うことを条件に、承認する用意のあることを確認する。

従って、これらの新しい国家の承認の過程に関して、次のことを要求する共通の立場を採択する。

一、国連憲章の諸規定の尊重ならびにヘルシンキ最終議定書およびパリ憲章のなかで、特に法の支配、民主主義および人権に関してなされた約束

一、全欧安保会議 (C S C E) の枠組みの中でなされた諸約束に従って種族的および民族的集団ならびに少数者の権利の保障 (以下略)

新国家の承認は承認を要請した国家がこの提示された条件を満たしているかどうかを審査した後に行われるという形式がとられた。審査には五カ国の憲法裁判所長官からなる仲裁委員会があたり、同委員会は「国家の存在または消滅は事実の問題である」という認識のもとに、承認条件を満たしているかを各国毎に審議した。その意味からすると、国家の在り方にECが明確に介入したことになる。条件付きという意味では、人権保障と少数者保護はベルリン条約の場合と変わらない。

さて、それでは、こうした人権、とくに少数者の尊重を承認要件として掲げることはどのような意味をもつのであろうか。ECの掲げる条件はこれら諸国に対して西欧基準である法の支配、民主主義、人権尊重を実現させ、欧州としての同質性を確保し、欧州の安定を図るための最小限のものという意味がみとれる。政治的にはそうであるにしても、この人権保障などの流れは国際連合における諸国の議論や人権保障活動のなかにみられる国際社会全体の傾向からみる必要があるであろう。そうであるとすれば、国際人権保障は第二次世界大戦後の大きな流れであり、すべての国家の義務として登場してきたのであって、新国のみにかかわるものではないということが十分に理解されるであろう。

(三) 小結——自決権は国家性の要件、人権尊重はすべての国家の義務

自決権の実現は、以上の検討結果からすれば、新規独立に正統性を与え、国家性の要件である、と結論づけることができるであろう。しかし、人権とくに少数者の尊重は新独立国に課せられる要件というより、すべての国家の義務であり、目標というべきである。

(1) 『外務省公表集』昭和四〇年下半年期、六二頁、六五頁。

(2) SCOR 1280th mtg, 18 May 1966.

(3) 日本がかかわった事例として「満州国」に例をとると、一九三二年九月、日本の関東軍参謀らが満州(中国東北地方)の占領を企て満州事変を起こした。米国は、周知のように、三二年一月七日、スチムソン長官が、一九二八年の不戦条約違反により取得された事態、条約、合意を承認しない旨を日中両政府に通告した(スチムソン主義)。しかし、結局、三二年三月一日に満州国建国宣言がなされ、九月一五日の日滿議定書調印によって日本は満州国を承認したが、満州国の承認はドイツ、イタリア等数国にとどまった。

これについて、特にスチムソン主義に関連して、前掲拙稿「承認制度の今日的意義」において、「当時の実定国際法のもとでは、その可否は別として、軍事力の優位を背景にした占領に続く征服が領域取得の有効な権原とみとめられていたと考えられ、その限りでは、この主義は、国際政治の場における政策の衝突から生じる干渉の一種と考えられよう。ただし、今日では、武力の行使・武力による威嚇の禁止が、実定法化された結果、これに反して獲得された事態等の承認は、違法となる」と私は書いたが(七二二―七二三頁参照)、「満州国」の「承認」問題について特別に言及はしていない。それは、これを書いた当時の私の関心が学説が挙げる諸事実を点検し共通項としての事実主義からはずれる国家慣行に光を当てることにあつたことと、また、正直に言つて、法理を展開するには未だ十分に考えが熟していなかつたからである。今回、ローデシアとの関連で、「権力篡奪」という考えをとることによって、問題が少し見えてきたように思える。本文で述べたように、ローデシア在住の少数白人が英国から権力を不法に奪い取つたのが「一方的独立宣言」であり、日本が国際約束に反した行為によって中国から奪い取つたのが「満州建国」であつた。国家承認の対象となる国家ではなかつた。いずれも内発的な要因を欠いていると言えよう。

それでは、すべての傀儡国家の場合にこれは当てはまるのであろうか。戦争中のいわゆる仏印処理などの事例はどうであらうか。政治的に「傀儡」と評価されるのは、自己の意思決定を支える権力基盤が自己の指示に従わず、他者の意思によって動いていること、その土地に住む多数の人民の意思を反映していないことを指している。そうであるとすれば、人民の支持を受けた独立運動家が他者の力によって権力の座に就いた場合でも、他者の力がその独立運動家の意思を支持している限り「自決」が実現したと言えようが、その他者の力が「独立」して事実上の権力を握っていれば、それはやはり権力篡奪ということになるであらう。満州国についてローターバクトもつとに指摘しているように(Lauterpacht, op. cit., pp. 46-47)。

決定的なことは、満州国が同地を中国から引き離そうとしている国家から独立しているか、ということであったのである。しかし、一般化は難しく、個々に十分な検討が必要であろう。国家でないものを「承認」したにしろ、その承認は宣言的効果も創設の効果も生み出さない。

(4) 芹田健太郎「社会主義連邦諸国の解体と国家承認」『神戸法学雑誌』四四卷一号参照。

おわりに

日本の戦間期における国際法学においては、「国家承認に関する特別な研究は、大戦後の現実の承認問題に触発されてではなく、むしろ国際法団体の法秩序としての国際法の体系整備という観点から始められている」⁽¹⁾。しかし、戦後のこれまでの研究は、日本の事例を收拾し、系統的に整理した国際法事例研究会の『国家承認』および『国交再開・政府承認』を除くと、皆川沈の理論研究や広瀬善男による歴史研究があるが、骨太な研究は見られない。私が国際法学徒として歩み始めた一九六三年は、六〇年代、七〇年代、八〇年代と続く非植民地化の大きなうねりの序曲がはじまったばかりであって、私はその後研究者として理論的な詰めを行うというより、事実のフォローに追われて、そのうねりのなかで育ってきた。本論は、そうした事実をもとにして、理論的な枠組をあらかじめ指定することなく、現実に国際法が新生国との関係でどのように適用されてきているかを中心に検討してきたものである。結論的に言えることは、新生国は植民地支配を許容する国際法規則の受容を拒否したが、国際社会の一体性および国際法一般を否定することはしなかったし、他方で、先進国を中心とする既存の国家も新生国への国際法の適用を主張してきた。いずれにしろ、すべての国家が当然に国際社会の一員であるということに疑問を呈することはな

かった。

国家承認は、すでにみたように、非植民地化の流れの中では、わずか数カ国を除けば、政治的に全く問題となることはなく、ほぼ自動的になされてきた。つまり、植民地から独立した国々が国際法上の権利義務の主体になりうるか、ということとさらに問うことをしていない。国家がその存在の始めから国際法上の権利義務をもつことは実定的に否定されていない。また、国家承認が二国間に外交関係その他の具体的法的関係を結ぶ端緒となっていくことも実定的には否定されない。国家承認が事前になされていない場合の外交関係の設定は、従って、常に、国家承認を意味しており、外交関係の開設が黙示的承認の典型であることは国家慣行の示すところである。

わずか数カ国といえども、しかし、政治的に問題とされた事例は存在する。これらの事例において、国家承認が近隣の途上諸国だけであったり、または、東側諸国だけであったりという時期には、国家の存立が必ずしも安定的でないことが確認される。その意味からは、国家の存在は、国家承認の数と質（東側も西側も途上国側も承認しているか）によって、確実に確認することができる。逆に言えば、国家承認は、その数と質によって国家の存在が確認されるという意味において、国際法主体を同定する法制度である。国家承認の数と質は国家存在の証拠となる。

現在においては、国家が誕生の時から国際法主体であるか否かは国際法学の大問題ではなく、国家が具体的には大国・小国、強国・弱国、豊かな国・貧しい国、資源国・無資源国、沿岸国・内陸国などとして存在しており、そうした具体的国家がいかなる権利義務をもつかこそが大問題である。国際法学は、抽象的法主体の一般的権利義務を論ずることから脱却し、具体的法主体の個別的権利義務を検討し、国内法が抽象的人間観の上に築いた法理のほか、具体的人間観に基づいた法理を組み立てているように、具体的国家観に基づく法理を組み立てなければならぬ。次の世紀へ向けての急務である。

（一九九四年八月—一九九五年五月）

- (1) 祖川武夫「戦間期における国際法学」『法律時報』五〇巻一三号五四頁。
- (2) 皆川洸「国家承認の法理」同『国際法研究』（有斐閣、東京、一九八五）所収参照。
- (3) 広瀬善男「国家および政府承認の法構造（一）―（二）完」『国際法外交雑誌』五七巻四号、六号のほか、一九六六―六八年に明治学院論叢などに五回に分けて発表された「承認法の史的展開」参照。
- (4) Cf. Reuter, *Institutions internationales*, 7e édition, Paris, P. U. F., 1972, p.126.

△あとがき▽

本稿は一九九四年秋の国際法学会秋季大会での報告に加筆・訂正したものである。報告後早急に仕上げることをせず放置していたため九五年一月の大震災に会い、書籍・資料等が散乱し、新しい書棚等は未着で研究室の「復旧」はままならず、それをいいことに「註」は必ずしも十分ではない。この間快くコピー等を引き受け届けて下さった方々にこの場を借りて特にお礼を申し上げることをお許しいただきたい。

Recognition of States Reconsidered

Kentaro SERITA

Professor of International Law

Kobe University

Introduction

I. Facts and Law

—Necessity of legal reasoning

II. Doctrines

i. Issues

ii. International Personality of States

—Legal Personality is a creature of Law

iii. Legal Perception of the International Society

—International Society is an involuntary relationship

III. Post-War 50 year State Practice and Law

i. Trends in State Practice of Recognition of States

—Recognition is almost automatic and explicit

ii. New States and Succession

—Date of succession is date of independence, not of recognition

iii. New States and Customary Law

iv. Time of beginning of enjoying rights of States is that of independence,

those rights end with the States disappearance

IV. Conditions of Statehood changed or not

i. Legitimacy of Independence

—Right of self-determination or the will of the inhabitants (democracy)

ii. Legitimacy of Government

—Human Rights, especially respect for rights of minorities

iii. Right of self-determination is a condition of Statehood.

Protection of human rights is an obligation of all States

Concluding Remarks